

議第101号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

契約の変更につき議決を求めることについて

令和4年3月18日議決を得た大津能登川長浜線補助道路整備工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	1, 7 5 4, 8 3 0, 0 0 0 円
変 更 増 額	8 1, 5 9 3, 6 0 0 円
変更後の契約額	1, 8 3 6, 4 2 3, 6 0 0 円

(参 考)

契約の相手方 滋賀県大津市大江二丁目33番3号
内田・アヤシロ建設工事共同企業体
代表者 株式会社内田組
代表取締役 内 田 美千男